

平成 29 年度第 2 回公共調達監視委員会審議概要

実施日 平成 30 年 2 月 23 日

I 審議案件説明

事務局から、審議案件について、契約件名、契約の相手方、契約概要、競争参加資格、参加者数、入札経緯及び結果等の説明を行った。

II 審議内容

【一般競争入札分】

平成 29 年度一般定期健康診断の委託業務（単価契約）（No.1）について

（委員）

健康診断（No.1）について、1 者応札はなぜか。

（事務局）

声掛けを行ったが、時期的に既にスケジュールが埋まっており対応できない等の理由で断られた。もともと検診バスを所有している業者も少なく、結果 1 者応札となった。今後はもう少し早い時期に入札を実施するなど対応を検討する。

官用車の購入（No.2）について

（委員）

総合評価方式であるが仕様は。

予定価格はどのように決めるのか。

（事務局）

添付資料により総合評価方式を説明。

環境に配慮した物を調達するよう指示されており、それを中心に算定した。

（委員）

計算式は定められているのか。

（事務局）

環境省において複数定められており、その内の 1 つを採用した。

観音寺所事務用椅子の購入（No.8）について

（委員）

観音寺所事務用椅子（No.8）について、落札額が低額であるが特注品ではないのか。

（事務局）

特注品ではなく、予定価格は過去の実績から 30%引きで算出、また、28 脚の交換であり、古い椅子の廃棄も含めた額で設定した。結果、56%引きプラス廃棄の額が 1 脚 1000 円程度であったため、かなり低額となった。

AEDの購入（No.9）について、

（委員）

AEDの購入（No.9）について、買い換えであるのか。

（事務局）

買い換えである。電池等は定期的に交換しているが、本体自体は7年程度で耐用年数が切れるため、一斉に交換した。

廃棄文書の搬出・運搬及び機密抹消（溶解処理）業務（No.10）について

（委員）

文書廃棄（No.10）について、1者応札はなぜか。

（事務局）

毎年同様であるが、業務の性質上溶解が可能である業者に限られ、1者となっている。

高松公共職業安定所パーティションの購入（No.13）について

（委員）

高松所パーティション（No.13）について、1社のみの応札はなぜか。

（事務局）

通常のパーティションであれば、窓口と窓口の境に立てるのみであるが、本件のパーティションは、切り込みを入れてカウンターに差し込む特殊な仕様であった。

入札説明書は数社に手交したが、特殊な仕様に対応可能な業者が1者のみであった。

庁舎等定期点検業務（工事 No.1）について

（委員）

点検業務（工事 No.1）について、落札率が11.6%となった要因の説明を。

（事務局）

かなりの低額であったため、落札決定前に、入札額に誤りがないか、業務内容に認識誤りがないか、適正に実施できるのかを確認したところ、誤りではなく、県内外において同業務の取扱い実績が多く、特に今回は複数の庁舎を一度に実施するため、効率的に、低い金額で実施できるとの回答を受け、落札とした。

完了報告を受けたが適正に実施されていた。

（委員）

点検の立会は誰が行ったか。

（事務局）

各署所の担当職員が立ち会った。一部、局が立ち会ったが、点検は2名で実施しており、適正に行われていたと判断できる。

（委員）

過去に実績はあるか。

（事務局）

23～25年度に1カ所ずつ計4カ所実施している。

（委員）

他の3者の入札額は。

（事務局）

4者のうち落札者を含め2者が県外の業者であり、落札しなかったもう1者は約120万円、その他の2者は県内の設計事務所で、250～400万円であった。

さぬき所トイレ改修工事（工事 No.3）について

（委員）

さぬき所トイレ工事（工事 No.3）について、複数応札がありそうだがなぜ1者なのか。

（事務局）

入札説明書は3者に手交した。落札業者以外の2者について、1者は他の用事のついでに取りに来たとの発言があり、当初から応札の期待が薄かった。1者は検討の結果、作業日が土日になることから人員不足で対応できないとのことだった。他の業者に声かけを行ったが、後者と同様の回答であった。現在、他のトイレ工事の案件があるが、そちらの反応は良いため、年末年始を跨ぐ期間であった等タイミングが悪かったと思われる。